【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2022年7月1日

【会社名】 株式会社JPホールディングス

【英訳名】 JP-HOLDINGS, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 坂井 徹

【本店の所在の場所】 名古屋市東区葵三丁目15番31号

【電話番号】 052(933)5419(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 堤 亮二

【最寄りの連絡場所】 名古屋市東区葵三丁目15番31号

【電話番号】 052(933)5419(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 堤 亮二

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は2022年6月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日 2022年6月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

- イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額
 - 1株につき金4円50銭 総額 393,609,119円
- 口 効力発生日 2022年 6 月29日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書に規定する改正規定が2022年9月1日 に施行されますので株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、当社定款を変更するものであります。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件

坂井 徹、堤 亮二、關 昭太郎、佐原 忠一、柏女 霊峰、小林 徹、碇 秀行、山崎 知恵、佐竹 康峰を 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任するものであります。

なお、關 昭太郎、佐原 忠一、柏女 霊峰、小林 徹、碇 秀行、山崎 知恵、佐竹 康峰は、社外取締役であります。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

関 博文、勝又 英博、伊丹 俊彦、鶴谷 明憲、矢板 賢を監査等委員である取締役に選任するものであります。

なお、勝又 英博、伊丹 俊彦、鶴谷 明憲、矢板 賢は、社外取締役であります。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式及び業績連動型譲渡制限付株式に係る報酬決定の件

当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)を対象とする譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型譲渡制限付株式報酬制度を導入し、当該制度に係る報酬額をそれぞれ年額5,500,000円以内(株式数としては年26,100株以内)、年額30,500,000円以内(株式数としては年144,550株以内)とするものです。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	葉 権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)	
第1号議案 剰余金の処分の件	628,589	25,124	-	(注) 1	可決	96.12
第2号議案 定款一部変更の件	624,525	29,188	-	(注) 2	可決	95.50
第3号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)9名選任の件				(注) 3		
坂井 徹	618,827	34,876	-		可決	94.63
堤 亮二	622,878	30,825	-		可決	95.25
關 昭太郎	620,494	33,209	-		可決	94.88
佐原 忠一	611,156	42,547	-		可決	93.46
柏女 霊峰	621,562	32,141	-		可決	95.05
小林 徹	550,089	103,614	-		可決	84.12
碇 秀行	550,020	103,683	-		可決	84.11
山崎和恵	550,033	103,670	-		可決	84.11
佐竹 康峰	622,395	31,308	-		可決	95.18
第4号議案 監査等委員である取 締役5名選任の件				(注) 3		
関博文	623,397	30,306	-		可決	95.33
勝又 英博	623,731	29,972	-		可決	95.38
伊丹 俊彦	624,027	29,676	-		可決	95.42
鶴谷 明憲	624,282	29,421	-		可決	95.46
矢板 賢	623,878	29,825	-		可決	95.40
第5号議案 取締合と (620,153	33,560	-	(注) 1	可決	94.83

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 - 3.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案の可決の要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

なお、賛成割合については、当日出席株主のうち賛否を確認できなかった株主の議決権の数も分母に加算して計算しています。